

執務時の標準的な服装 Q&A

Q. 直接処遇職場なので、普段から事務系職場とは異なる服装で働いています。今回の見直しで、どのような影響がありますか？

A. 事務系以外の職場では、これまでもスーツスタイルに限らず業務内容に適した職場ごとの服装で執務をしていますので、これまで通りの服装で問題ありません。今回の見直しの趣旨を踏まえ、各職場において、これまでの服装のルールを見直すことも構いません。一方で、どのような職場であっても、ガイドラインにある大前提や原則を踏まえて、それぞれの職場における服装ルールを設定してください。服装以外の、髪型などについても同様です。

Q. このガイドラインは、会計年度任用職員や委託業者にも適用されますか？

A. このガイドラインは会計年度任用職員を含む全職員に適用します。ただし、各職場でそれぞれの業務内容に応じた別の服装ルールを設定している場合は、そのルールを優先します。委託業者については直接的に適用されるものではありませんが、仕様書等で職員を同じ服装を求めているような場合は、必要に応じルールの変更があったことを周知してください。

執務時の標準的な服装 Q&A

Q. 服装の自由化とは違うのでしょうか？

- A. 今回の見直しは、個人が好きな服装を自由に着用することができるようにするものではありません。区民をはじめとする来庁者等から常に見られていることを意識し、公務員としての節度を保ち、区民からの信頼を損なわない服装を選択してください。

Q. ●●のような服装はOK/NGですか？

- A. ガイドラインに明記されていない服装等については、基本的な考え方（清潔・常識・業務適合）に照らし、所属において判断してください。

Q. クールビズはどうなりますか？

- A. クールビズの考え方（気温の変化に対し服装で調整を行う）はこのガイドラインの中に含まれています。従来5月から10月の期間に実施していたクールビズについては、今後は期間を限定せず、通年で本見直しに基づく働きやすい服装を選択することとします。

執務時の標準的な服装 Q&A

Q.職場の室温にあわせて、袖をまくったり、ジャケットを脱いでTシャツのみで執務しても良いですか。

A. 室温や業務内容に応じて、働きやすさ・動きやすさを考慮した調整は差し支えありません。ただし、いつお客様と対面してもいいよう、だらしなく見えないことが重要です。Tシャツのみではだらしなく見えるので避け、ポロシャツなどを着用してください。

Q.接客時以外はサンダル履きでも良いと思いますが。

A. 執務に支障がなく、かつ区民をはじめとするお客様から見て信頼感・清潔感を損なわない範囲であれば、靴の選択肢は広がります。ただし、業務適合の観点から、転びやすい・脱げやすい履物は避けてください。特に、かかとが固定されていないサンダル等はふさわしくありません。歩きづらい底が極端に厚い靴、ヒールが極端に高い靴も同様に控えましょう。

Q.事業の特性上、個人の判断で服装を選択されると困るのですが。

A. このガイドラインは通常の執務時を想定しています。議会・式典をはじめ、標準的な服装とは異なる服装を求められる場面がある場合は、必要に応じて関係職員へ服装の指示・周知を行ってください。